

# 24年度補正予算など

## 16議案を可決・同意

市議会12月定例会（11月30日～12月25日）で、尾関善之氏（65歳、南田辺Ⅱ創政クラブ議員団）が議長に、上羽和幸氏（52歳、溝尻町Ⅱ公明党議員団）が副議長に選出。

また、平成24年度の一般会計補正予算や条例制定など市長提案の16議案が審議され、原案どおり可決・同意されました。主な内容は次のとおり。

### 《補正予算》

◆一般会計（第5号） 宮城県石巻市への職員派遣経費や東地区中心市街地複合施設（マイコム）の取得費、平成23年の台風15号などによる被害に対する災害復旧費を追加するとともに、人事異動に伴う人件費などを補正するもので、歳入・歳出とも2億8,154万円の増額となりました。

この結果、予算総額は歳入・歳出いずれも364億3,818万円となりました。

歳出の主なものは次のとおり。  
◆職員給与費・一般事務経費等（人事異動など）8,496万円  
◆東地区中心市街地立体駐車場およびコミュニティ施設取得事業費6,435万円  
◆林業施設災害復旧事業費5,320万円  
◆道路橋りょう災害復旧事業費5,600万円  
◆特別会計 ◆国民健康保険事業（第2号）88万円減額の92億2,182万円  
◆下水道事業（第1号）211万円増額の48億8,893万円  
◆介護保険事業（第2号）302万円増額の78億6,107万円  
◆後期高齢者医療事業（第1号）87万円減額の11億3,667万円となりました。

◆赤れんが博物館条例の一部改正 赤れんがを活用した地域の活性化などを図るため、同施設を教育委員会から市長部局に移管するもの  
《人事》  
◆監査委員の選任 梅原正昭氏（64歳、平Ⅱ鶴声クラブ）  
《その他》  
◆特定調停申立事件に関する調停 府高度化資金貸付金に係る特定調停申立事件の調停に合意（9件に関連記事）  
《指定管理者を指定》  
市の施設について、民間の能力を活用し、市民サービスの向上などを図るため、次のとおり指定管理者を指定しました。市議会12月定例会での議決を経て行ったもの。指定期間は平成25年4月1日から1年間。  
◆七条海岸駐車場：舞鶴商工会議所◆舞鶴文化公園：（財）舞鶴市花と緑の公社

### 中心市街地の都市機能の確保へ

## 立体駐車場およびコミュニティ施設（マイコム）に係る特定調停が成立

協同組合東舞鶴商店街連盟（以下「東商連」）がマイコムの建設時に府から借り入れた高度化資金の期限内での完済が困難となったため、京都簡易裁判所に申し立てた特定調停（※）が、相手方である府、利害関係人である市が、府議会、市議会の議決を受け、裁

判所（調停委員会）が示した「調停案」に合意し、昨年12月27日に成立しました。市は、成立した調停に基づき、施設の取得・管理運営に必要な手続きを進め、中心市街地の都市機能の確保、商店街の活性化を図っていきます。



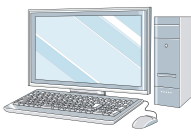
【施設概要】  
◆建設 平成4年度  
◆構造 鉄骨造7階建て  
◆立体駐車場…2階～屋上階（駐車台数210台）  
◆コミュニティ施設…1階：ホール、2階：会議室  
◆建設費 11億1,669万円  
《内訳》  
①融資  
◆府…5億9,907万円（高度化融資） ◆市…1億円  
◆その他…1,433万円  
②補助金  
◆市…2億5,329万円 ◆府…5,000万円  
③自己資金 1億円

東商連が施設を売却しなければならぬ理由  
調停委員会が、東商連および連帯保証人の清算価値との比較のもとで、東商連の資産であるマイコム施設の売却金額を含めた返済が、公正かつ妥当な一括返済額であると判断したため。

併せて、債権放棄を受けた際に発生する債務免除益課税に対応できなければ、東商連は結局破綻することとなり、再生型の法的手続きである特定調停をとりまとめるためには、マイコム施設の売却による損金で債務免除益と相殺することが不可欠であるため。

【調停委員会から示された調停案の概要】  
①東商連は、借入残金4億1,897万円および平成24年10月1日以降に発生した違約金を支払い債務として認める  
②東商連および連帯保証人は、1億9,500万円を一括して支払う  
③市は、東商連から立体駐車場施設を6,217万円（税別）で購入し、東商連は、②の支払いに充当する  
④府は、東商連が②の金額を支払ったときは、残債（2億2,397万円+違約金）について債権放棄する  
⑤市は、立体駐車場施設および当該借地権を、同施設の地域における公的役割などに鑑み、同施設の駐車場機能などを維持し、適切な施設の管理運営を確保する

## 25年度 市ホームページ バナー広告を掲載しませんか



地域経済の活性化と市の財源確保のため、市ホームページに広告を掲載する事業者を募集します。掲載は4月から。月平均約7万件的アクセス数がある市ホームページに広告を掲載してみませんか。

- 【掲載期間】4月～来年3月で希望する月数
- 【対象】市内に店舗、工場、事業所などを有する法人、個人事業者など
- 【募集件数】先着12件
- 【掲載料】1か月5,000円（原則、掲載を希望する月数分を一括納付すること）
- 【掲載可否の決定】要綱と基準および取扱要領に基づき決定
- 【申し込み方法】所定の用紙（広報広聴課に備え付け。市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、広告の画像データと市税の納税証明書（市税について滞納のない証明）を添えて、掲載希望の1か月前（4月から掲載を希望する場合は2月28日（木）までに同課へ郵送か持参。

▼詳しくは、広報広聴課（☎66・1041）へ。

※「特定調停」とは…返済を続けていくことが困難な個人・法人が、裁判所を介し、債権者と返済方法などについて調整し、事業の建て直しなどを図るための再生型の法的手続きとして、民事調停の特例として定められたもの。調停委員会は、法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価などに関する専門的

### 市が調停案の合意が必要であると判断した理由

市は、次の理由から調停案に合意し、施設を購入することが必要であると判断しました。  
◆現在、年間6万台を超える多くの駐車場利用があり、中心市街地の都市機能（駐車場機能）の安定的な確保および商店街機能の維持、今後の高齢化社会における社会資本（都市基盤）を守るために必要

### 今後の予定

4月からの管理運営に向け、成立した調停内容の履行手続きを進めていきます。施設の利用方法など詳細は決まり次第、広報まいづるや市ホームページなどでお知らせします。

▼詳しくは、観光商業課（☎66・1024）へ。